

令和2年度 指導監査の結果概要

<目次>

1	指導監査のあらまし	1
2	指導監査の分類	1
3	情報公開	1
4	令和2年度 指導監査実施方針	2
5	実地指導等の実施状況	4
6	集団指導の実施状況	5
7	種別文書指摘件数一覧表	
(1)	法人運営	6
(2)	児童福祉施設（保育所、認定こども園、母子生活支援施設）	8
(3)	児童福祉施設（認可外保育施設）	10
8	監査結果	12

前橋市福祉部指導監査課

1 指導監査のあらまし

社会福祉法人及び社会福祉施設の指導監査は、社会福祉法人の適正な運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保を図るとともに、利用者本位の福祉サービスが提供されることにより、利用者が安心して利用できる施設となることを目的に実施しています。

介護・児童・障害者(児)の施設やサービス事業者に対する実地指導等は、利用者の自立支援及び尊厳保持を念頭に置いた支援を通じて、サービスの質の確保及び給付の適正化を図ることを目的に実施しています。

なお、不適正な処遇及び不正請求等には機動的に対応するとともに、良質なサービス事業者の育成と利用者サービスの一層の充実を図るため、運営指導所管課や群馬県・高崎市等と密接な連携を取っています。

令和2年度における指導監査の実施方針は別紙のとおりです。

2 指導監査の分類

指導監査課が実施する指導監査の名称を根拠法令や実施方法から分類すると次のとおり。

対象	根拠法令	個別で定期的に実施	個別で特別に実施	集団で実施
社会福祉法人・社会福祉施設	社会福祉法ほか	一般監査	特別監査	講習会等
介護保険施設・介護保険サービス事業者	介護保険法	実地指導	監査	集団指導
有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅を含む)	老人福祉法ほか	立入検査	立入検査	説明会等
介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者	介護保険法	—	監査	—
特定教育・保育施設	子ども・子育て支援法	実地指導	監査	集団指導
認可外保育施設	児童福祉法ほか	立入調査	特別立入調査	—
障害者支援施設・自立支援給付対象サービス事業者等	障害者総合支援法	実地指導	監査	集団指導
障害児通所支援事業者等	児童福祉法	実地指導	監査	集団指導
市立社会福祉施設	社会福祉法ほか	実地検査	—	—
介護サービス事業者・障害福祉サービス事業者の業務管理体制	介護保険法 障害者総合支援法 児童福祉法	一般検査	特別検査	—

3 情報公開

前橋市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、実地指導等結果通知及び同通知に対して社会福祉法人等が作成した改善報告（挙証資料を含む。）について、個人情報等を除いて公開の対象としています。

4 令和2年度 指導監査実施方針

令和2年度 社会福祉法人等指導監査実施方針

第1 基本的な考え方

指導監査は、社会福祉法、児童福祉法、老人福祉法、介護保険法及び障害者総合支援法その他関係法令等に基づき、社会福祉法人及び施設・事業所等の運営状況を確認し、その適正な運営を確保することにより、利用者が安心して福祉サービスを利用することが出来ることを目的に実施する。

実施に当たっては、利用者等に対する不適正な処遇や不正請求等に機動的に対応とともに、良質なサービス事業者の育成と分かりやすい利用者サービスの一層の充実を図るため、関係機関と連携を図りながら、その指導に努めていくものとする。

なお、新型コロナウイルス感染拡大の抑制を図る観点から、指導監査に関する国及び県内の状況等を十分踏まえ、有効な指導方法により実施することとする。

第2 指導監査の重点項目

本年度は、法人及び施設等の適正な事業運営の確保の観点から、以下のとおり重点事項を定める。

1 法人運営

(1) 評議員会

運営に係る重要事項の議決機関として、社会福祉法及び定款に定める事項を決議しているか。

(2) 理事会

業務執行の決定機関として、社会福祉法及び定款に定める事項を決議しているか。

(3) 適切な会計処理の徹底

ア 経理規程に基づく適切な会計処理がされているか。

イ 会計責任者等による内部牽制体制が確立されているか。

ウ 現金及び預金の管理は適切に行われているか。

(4) 情報公開の促進

社会福祉法人の業務及び財務状況等について、インターネットを活用するなどにより自主的に公表がされているか。

2 施設運営

(1) 利用契約時の説明、同意及び書面交付

ア 利用者に重要事項説明を行っているか。

イ 契約書が作成されているか。

(2) サービス提供計画に基づくサービス提供

ア サービス提供計画に基づいたサービスが提供されているか。

イ 利用者の状態に応じたサービス提供計画の策定及び見直しがされているか。

(3) 虐待の防止

ア 利用者等に対する施設従事者による虐待行為がないか。

イ 虐待防止や認知症ケアに係る研修の実施、職員に対するストレスマネジメント及び

メンタルヘルスケアの取組など、適切な虐待防止策を講じているか。

(4) 身体拘束等の禁止

ア 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為がないか。

イ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為について、「切迫性」「非代替性」及び「一時性」の三つの要件を満たしているか。

ウ 緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合の十分な検討、理由等が記録されているか。

(5) 安全対策の徹底

ア 非常災害（火災、風水害、地震等）に対応する計画やマニュアルが作成され、職員に周知されているか。防火設備の配備、消火・避難訓練等の対策が取られているか。

イ 事故（ヒヤリ・ハット事例を含む。）等記録の整備・活用を行う等、事故発生の防止及び発生時の対応として適切な措置を講じているか。

ウ 感染症（特に新型コロナウイルス、インフルエンザ、レジオネラ症、食中毒、ノロウイルス）予防及び発生時の対策が徹底されているか。

(6) 苦情対応の体制整備の徹底

ア 苦情対応の仕組みの利用者への周知、第三者委員の設置などがされているか。

イ 利用者等からのサービスに係る苦情内容及び対応結果が定期的に公表されているか。

(7) 人材確保対策

ア 職員の待遇の向上に努めているか。

イ 介護職員待遇改善加算を算定している場合、賃金改善に要する額が待遇改善加算による収入を上回っているか。

ウ 人材確保に向けた取組が行われているか。

3 適正な介護報酬、自立支援給付費等の請求

(1) 基準に基づく人員配置、勤務体制の確保

ア 従業者（資格・員数等）が適正に配置されているか。

イ 適切なサービス提供が行える勤務体制が確保されているか。

(2) 介護報酬、自立支援給付費等の算定及び取扱い

ア 指定基準、報酬告示等に基づく適切な算定が行われているか。

イ 適正な加算、減算等が算定されているか。

ウ 報酬改定による新たな報酬告示の要件に適合したサービスが提供されているか。

エ 措置費及び委託費の弾力運用が適切に行われているか。

5 実地指導等の実施状況(令和2年度)

事業種別ごとの実地指導等(一般監査・立入検査・立入調査・実地検査)における対象数と実施数、実施率は次のとおりです。介護・高齢及び障害関係の実地指導等は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止し、児童関係の一部については、書面審査に変更して実施しました。(対象数は令和2年4月1日現在)

事業種別	実地指導等 対象数①		令和2年度 実施数②		実施率 (②/①)		運営指導 所管課
	法人	施設等	法人	施設等	法人	施設等	
養護老人ホーム	2	2	0	0	0.0%	0.0%	介護保険課
特別養護老人ホーム	16	29	0	0	0.0%	0.0%	
介護老人保健施設	-	16	-	0	-	0.0%	
介護医療院	-	-	-	-	-	-	
軽費老人ホーム	2	10	0	0	0.0%	0.0%	
有料老人ホーム	-	92	-	0	-	0.0%	
サービス付き高齢者向け住宅	-	33	-	0	-	0.0%	
地域密着型サービス事業者	-	126	-	0	-	0.0%	
居宅サービス事業者	1	431	0	0	0.0%	0.0%	
居宅介護支援事業者	-	141	-	0	-	0.0%	
介護・高齢関係 小計	21	880	0	0	0.0%	0.0%	
保育所(公立)	-	-	-	-	-	0.0%	子育て施設課
保育所(私立)	16	23	1	23	6.3%	100.0%	
認定こども園(給付型幼稚園含む)	12	49	0	19	0.0%	38.8%	
母子生活支援施設	-	1	-	1	-	100.0%	
児童養護施設	1	県対象	0	県対象	0.0%	-	子育て支援課
認可外保育施設	-	41	-	21	-	51.2%	
放課後児童健全育成事業所	-	78	-	0	-	0.0%	子育て施設課
児童関係 小計	29	192	1	64	3.4%	33.3%	
障害福祉サービス事業者	9	235	0	0	0.0%	0.0%	障害福祉課
相談支援事業者	-	35	-	0	-	0.0%	
地域活動支援センター	1	12	0	0	0.0%	0.0%	
福祉ホーム	-	1	-	0	-	0.0%	
障害児通所支援事業者	-	63	-	0	-	0.0%	
障害関係 小計	10	346	0	0	0.0%	0.0%	
社会福祉協議会	1	-	0	-	0.0%	-	社会福祉課
合 計	61	1,418	1	64	1.6%	4.5%	

※法人(社会福祉法人)は、法人本部の所在する施設等に計上

6 集団指導の実施状況(令和2年度)

施設・事業所に対する集団指導や講習会・説明会等について新型コロナウイルス感染拡大を防止する観点から、本市ホームページ上に掲載した説明資料を該当施設に周知する方法により行いました。

区分	開催月	対象	主催
介護保険施設・介護保険サービス事業者等	8月	訪問看護、居宅介護支援	前橋市
有料老人ホーム (サービス付き高齢者向け住宅を含む)	11月	有料老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅	前橋市
障害者支援施設・自立支援給付対象サービス事業者等・障害児通所支援事業者等	6月	障害福祉サービス事業所(療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練)、障害者支援施設(経過的障害者支援施設を含む)	県・2市
	8月	相談支援事業所(一般相談支援、特定相談支援、障害児相談支援)	県・2市
	9月	障害児通所支援事業所	県・2市
	10月	就労支援事業所	県・2市

7 種別文書指摘件数一覧表

(1) 法人運営

	改善指導事項	介護・高齢 関係	児童 関係	障害 関係	合計
1	定款変更等の状況				
	(1) 定款の不備又は実態と乖離				0
	(2) 定款変更の申請又は届出の遅延				0
	(3) その他				0
2	役員の構成等の状況				
	(1) 役員(理事・監事)構成の状況				
	ア 役員(理事・監事)の欠員補充の遅延				0
	イ 役員の構成が不適切				0
	ウ 役員の選任手続が不適切				0
	エ 代表権を有する者の未登記又は遅延				0
	オ 理事長の職務代理者が未指定				0
	カ 役員報酬等の不適正な支給				0
	キ その他				0
	(2) 評議員の構成等の状況				
	ア 評議員の欠員補充の遅延		1		1
	イ 評議員の構成が不適切				0
	ウ 評議員の選任手續が不適切		1		1
	エ 評議員報酬等の不適正な支給				0
	オ その他				0
3	理事会の状況				
I 組織運営	(1) 理事会の開催要件の不備				0
	(2) 理事会の開催が低調又は形骸化				0
	(3) 理事会の要議決事項にかかる審議が未実施		1		1
	(4) 理事会で特定の理事が欠席又は書面表決の継続				0
	(5) 理事会の議事録の記録及び保存が不適切				0
	(6) 日常軽易な業務の理事長専決事項の不備				0
	(7) その他				0
4	評議員会の状況				
	(1) 評議員会の未設置				0
	(2) 評議員会の開催要件の不備				0
	(3) 評議員会の開催が低調又は形骸化				0
	(4) 評議員会の要議決事項にかかる審議が未実施		1		1
	(5) 評議員会で特定の評議員が欠席				0
	(6) 評議員会の議事録の記録及び保存が不適切				0
	(7) その他				0
5	監事監査の状況				
	(1) 監事監査が形式的又は遅延		1		1
	(2) 監査報告書の作成及び保存が不適切				0
	(3) その他				0
	小計	0	5	0	5

改善指導事項		介護・高齢 関係	児童 関係	障害 関係	合計
II 事業	1 社会福祉事業の実施状況				
	(1) 定款上の事業と実際に行われている事業が不一致				0
	(2) 社会福祉事業が主たる地位を占めていない				0
	(3) 社会福祉事業収入の運用方法が不適切				0
	(4) その他				0
III 管理	2 公益事業の実施状況				
	(1) 公益事業の内容が不適切				0
	(2) 公益事業に係る会計処理が不適切				0
	(3) その他				0
	3 収益事業の実施状況				
	(1) 収益事業の内容が不適切				0
	(2) 収益事業に係る会計処理が不適切				0
	(3) その他				0
	小計	0	0	0	0
II 事業	1 人事管理の状況				
	(1) 施設長任免が不適切				0
	(2) その他				0
III 管理	2 資産管理の状況				
	(1) 基本財産の管理が不十分				0
	(2) 運用財産等の管理が不十分				0
	(3) 株式等による運用財産の管理運用が不適切				0
	(4) 借地等に係る利用権の未設置又は未登記				0
	(5) 総資産額等が未登記又は遅延				0
	(6) その他				0
	3 会計管理の状況				
	(1) 経理規程の未整備又は実態との遊離		1		1
	(2) 会計責任者と出納職員未配置又は兼務				0
	(3) 経理事務処理が不十分				0
	(4) 資金計画、借入金の償還が不適切				0
	(5) 決算関係書類が不適切				0
	(6) 諸帳簿の整備が不十分				0
	(7) 寄附金の取扱いが不適切				0
	(8) 入所者預り金の取扱いが不適切				0
	(9) その他				0
	4 その他				
	(1) 法人の業務、財務等の情報開示が不十分				0
	(2) 苦情解決の仕組みの未整備又は不十分				0
	(3) 防災対策の取組が不十分				0
	(4) その他				0
	小計	0	1	0	1
	合計	0	6	0	6

(2) 児童福祉施設(保育所、認定こども園、母子生活支援施設)

改善指導事項		保育所(公立)を含む	認定こども園	母子生活支援施設
1 適切な入所者処遇の確保の状況		0	0	0
社会福祉施設共通事項	(1) 処遇計画の策定状況			
	(2) 機能訓練の実施状況			
	(3) 給食における必要な栄養所要量の確保状況			
	(4) 嗜好調査、残食調査、検食等の実施及びその反映状況			
	(5) 調理内容の状況			
	(6) 食事時間の状況			
	(7) 保存食の保管状況及び原材料の保存状況			
	(8) 食器類の衛生管理の状況			
	(9) 給食関係者の検便の実施状況			
	(10) 適切な入浴又は清拭の確保の状況			
	(11) 入所者の状態に応じた排泄及びおむつ交換の実施状況			
	(12) 衛生的な被服及び寝具の確保の状況			
	(13) 定期的健康診断、衛生管理及び感染症等への対応状況			
	(14) 必要な医師、嘱託医の設置状況及び必要な医学的管理の状況			
	(15) レクリエーションの実施状況			
	(16) 入所者や家族からの相談に対する援助体制の確保の状況			
	(17) 苦情受付窓口の設置など苦情解決処理への対応状況			
	(18) 実施機関との連携状況			
児童入所施設	(19) 子どもの権利の尊重、意見等をくみ取る仕組みの状況			
	(20) 懲戒権限の濫用及び被措置児童等虐待防止の取組状況			
	(21) 専門的知識や援助技術の習得など職員の資質向上への取組状況			
	(22) 施設長の見識、適切な指導・監督の実施状況			
	(23) 子どもの事件や事故防止、健康管理に関する必要な措置の状況			
	(24) 個々の子どもの特性等に応じた生活指導等適切な指導・援助の実施状況			
	(25) 子どもの指導・援助の際の必要に応じた児童相談所等関係機関との連携状況			
	(26) 子どもに係る給付金として支払を受けた金銭の管理状況			
	(27) 開所・閉所時間、保育時間、開設日数の状況			
	(28) 入所児童の年齢制限の状況			
	(29) 保育所保育指針を踏まえた各保育所の実情に応じた適切な保育の実施状況			
	(30) 保育課程を編成し、それに基づく指導計画の作成状況			
	(31) 保育所児童保育要録の作成状況			
	(32) 児童の就学に際し、保育所児童保育要録の小学校への送付状況			
	(33) 保護者との連絡調整、家庭との連携の状況			
	(34) 職員及び保育所の課題を踏まえた研修の計画的な実施状況			
	(35) 定員を超えた私的契約児の入所の状況			
保育所	(36) 健康診断の実施、結果の記録及び保管の状況			
	(37) 乳幼児突然死症候群の防止への対策状況			
	(38) 給食材料の適切な用意・保管の状況			
	(39) 給食日誌の記録及び脱脂粉乳の受払記録の実施状況			
	(40) 3歳未満児に対する献立、調理(離乳食等)等の配慮の状況			
	(41) 食中毒対策の実施状況			
	(42) 調理の業務委託に係る契約内容等の遵守状況			
	(43) 子どもの不適切な養育等の発見への努力、必要に応じた関係機関との連携状況			
	(44) その他			
2 入所者の生活環境等の確保の状況		1	0	0
社会福祉施設共通事項	(1) 入所者の安全・快適な生活空間の確保の状況			
	(2) 障害に応じた配慮の確保の状況			
	(3) 居室等の設備及び運営基準への適合状況		1	
	(4) 居室等の清掃、衛生管理、保温、換気、採光及び照明の状況			
	(5) その他			

改善指導事項		保育所(公立)を含む	認定こども園	母子生活支援施設
3 自立・自活等への支援・援助の実施状況		0	0	0
施社会福祉会設共通事項	(1) 施設種別ごとの特性に応じた自立、自活等への援助の実施状況			
	(2) その他			
4 施設の運営管理体制の状況		0	0	0
社会福祉施設共通事項	(1) 入所定員及び居室定員の遵守の状況			
	(2) 管理規程、経理規程等の整備及び運用の状況			
	(3) 帳簿等の整備状況			
	(4) 直接処遇職員等配置基準に基づく必要な職員の確保の状況			
	(5) 施設職員の専従の状況			
	(6) 施設長の資格要件等の充足状況			
	(7) 育児休業、産休等代替職員の確保の状況			
	(8) 建物、設備の維持管理状況			
	(9) 運営費の適正運用及び弾力運用の状況			
	(10) 運用収入の本部会計への繰入の状況			
	(11) 当期末支払資金残高の充当の状況			
	(12) 当期末支払資金残高及び引当金の管理運用及び取崩し等に係る手続の状況			
	(13) 高額当期末支払資金残高等を有している場合の入所者処遇等の改善への取組状況			
	(14) 施設の地域開放及び地域との連携の状況			
児童福祉施設事項	(15) 予算及び補正予算の編成の時期及び積算の状況			
	(16) 措置費等の請求の状況			
	(17) 事業費と事務費の流用の状況			
	(18) 利用者負担金(職員給食費、延長保育利用料等)の設定状況			
	(19) 他会計間の貸借処理の状況			
	(20) 現金、預金等の保管状況			
	(21) 内部牽制体制の確立及び機能の状況			
	(22) その他			
5 必要な職員の確保と職員処遇の状況		0	2	0
社会福祉施設共通事項	(1) 給与規程等の各種規程の整備状況			1
	(2) 労働時間の短縮等労働条件の改善への取組状況			
	(3) 労働基準法等関係法規の遵守の状況			
	(4) 職員への健康診断等健康管理の実施状況			
	(5) 業務体制の確立と業務省力化推進の取組状況			
	(6) 職員研修等資質向上策の対応状況			
	(7) 職員の確保及び定着化への取組状況			
施設児童福祉事項	(8) 通勤・住宅手当等の各種手当の規定及び支出の状況			
	(9) 労使協定の締結及び労働基準監督署への届出状況			1
	(10) 職員の計画的な採用の実施状況			
	(11) 労働条件の改善等への配慮、定着促進等への取組状況			
	(12) その他			
6 防災対策への取組状況		0	0	0
施設社会福祉事項	(1) 消防計画の策定の状況			
	(2) 消防法令に基づくスプリンクラー、屋内消火栓等の整備状況及び定期点検の実施状況			
	(3) 非常時の連絡・避難体制及び地域の協力体制の確保状況			
施設児童福祉事項	(4) 消火訓練及び避難訓練の実施状況			
	(5) 防犯についての配慮状況			
	(6) その他			
合計		1	2	0

(3) 児童福祉施設(認可外保育施設)

改善指導事項	認可外保育施設
1 保育に従事する者の数及び資格	0
(1) 保育に従事する者の数が不足	
(1-1) 保育に従事する者の複数配置	
(1-2) その他	
(2) 保育に従事する者の有資格者の数	
(3) 保育士の名称	
2 保育室等の構造設備及び面積	0
(1) 保育室の面積	
(2) 調理室の有無	
(3) おおむね1歳未満児とその他の児童の保育場所との区画・安全性の確保	
(4) 保育室の採光及び換気の確保、安全性の確保	
(5) 便所の手洗設備・数	
3 非常災害に対する措置	0
(1) 消火用具、非常口の設置	
(2) 非常災害に対する具体的計画(消防計画)の策定・訓練の実施	
4 保育室を2階以上に設けている場合の条件	0
(1) 2階	
(1-1) 転落防止設備	
(1-2) 耐火の構造、避難設備	
(2) 3階	
(1-1) 耐火の構造	
(1-2) 避難設備	
(1-3) 転落防止設備	
(1-4) その他	
(3) 4階以上	
(1-1) 耐火の構造	
(1-2) 避難設備	
(1-3) 転落防止設備	
(1-4) その他	
5 保育内容	0
(1) 保育の内容	
(2) 保育従事者の保育姿勢等	
(3) 保護者との連絡等	
6 給食	0
(1) 衛生管理の状況	
(2) 食事内容等の状況	

改善指導事項	認可外保育施設
7 健康管理・安全対策	0
(1) 乳幼児の健康状態の観察	
(2) 乳幼児の発育チェック	
(3) 乳幼児の健康診断	
(4) 職員の健康診断	
(5) 医薬品の整備	
(6) 感染症への対応	
(7) 乳幼児突然死症候群の予防	
(8) 安全確保	
8 利用者への情報提供	0
(1) 施設及びサービスに関する内容の掲示	
(2) サービス利用者に対する契約内容の書面による交付	
(3) サービスの利用予定者から申込があった場合の契約内容等の説明	
9 備える帳簿	0
(1) 職員に関する書類等の整備	
(2) 在籍乳幼児に関する書類等の整備	
合計	0

8 監査結果

令和2年度に実施した介護保険施設及び障害者支援施設等に対する監査の結果（行政処分）は、次の表のとおりです。

	種別	処分内容	処分の原因
1	放課後等 デイサー ビス	指定の全 部の効力 の停止 (3か月)	<p>【人員基準違反、不正請求及び不正な行為と認められるもの】</p> <p>(1) 障害児の支援に従事する保育士が配置されていないにもかかわらず、管理者が、配置をしているよう偽装した不正な行為を行った。</p> <p>(2) 特定の利用児童の障害児通所給付費の請求に当たり、管理者が事業所の定員を遵守しているように当該利用児童のサービス提供実績記録票及び日誌を偽装し、給付費を請求した不正な行為及び不正な給付費の請求を行った。</p> <p>(3) 上記(1)及び(2)により、基準上必要な人員が欠如していた人員基準違反が認められた。また、このことにより障害児通所給付費を減算して請求すべきところ、減算がされておらず、不正な給付費の請求を行った。</p> <p>(4) 上記(1)、(2)及び(3)により、児童指導員等加配加算の算定要件を満たさない場合においても、当該加算を算定した不正な給付費の請求を行った。</p>